

戊○明曆  
四年。二月十四日

右ハ戌二月十五日御觸町中連判。

覺

一金壹兩ニ 七拾五人 並日用。

一金壹兩ニ 七拾人 道具有。

一金壹兩ニ 五拾人 蔭口の者。

如此當年より日用賃相極申の間、少しも相背輩於有之ハ、急度曲事可申付者也。

亥○萬治  
二年。正月十四日

右御觸町中連判。

——正寶事録

晦日癸卯

○明曆三年(紀元二三一七)二月。○癸卯三正綜覽。

瓦葺ヲ禁ス。

○柳營日次記。嚴有院殿御實紀。

瓦葺禁制  
蹟  
瓦葺禁制事

瓦葺禁制

傳フラク、

○明曆三年二月晦日。

雖爲國持、かゞらぬき之普請無用之由、御觸在之。

——柳營日次記

晦日○明曆三年二月。瓦葺の事國持大名といふともつくるべからず、但倉廩はくる

しからずと令せらる。

——嚴有院殿御實紀

市街恢弘時代

一五三